

Ⅲ 都市公園以外の公園・広場一覧

- 1 身近な広場（条例別表に定めたもの）
- 2 身近な広場（規則別表に定めたもの）
- 3 その他（施設を維持管理する広場）

《凡 例》

身近な広場（条例別表に定めたもの）

〈用地取得方法〉

買：買収
 寄：寄付受納
 開：開発行為による帰属
 整：区画整理による帰属
 帰：その他の帰属
 譲：都有地譲受
 転：区有地転用

【国】：国有地借受
 【都】：都有地借受
 【民】：民有地借受
 【道】：道路占用
 【河】：河川占用
 【溝】：水路占用（旧公共溝渠使用）
 【水】：水道用地借受
 【公】：世田谷区土地開発公社用地借受
 【団】：（独）都市再生機構
 【区住】：区営住宅用地
 【施】：区施設用地
 【街】：区街づくり用地
 【区】：その他の区有地借受

〈摘要〉

砂：砂場
 健：健康器具
 水：水道
 TEL：公衆電話
 時：時計
 WC：便所（&：車イス用あり）
 BB：ベビーベッド
 BC：ベビーチェア
 オ：オストメイト対応設備
 災：災害用マンホールトイレ
 AED：自動体外式除細動器
 100：防火用貯水槽（数字はトン）
 灯：太陽エネルギー灯

身近な広場（規則別表に定めたもの）

〈用地取得方法〉

区：区有地（【区】は区有地借受）
 【国】：国有地借受
 【都】：都有地借受
 【民】：民有地借受
 【道】：道路占用
 【河】：河川占用
 【溝】：水路占用（旧公共溝渠使用）
 【水】：水道用地借受
 【公】：世田谷区土地開発公社用地借受
 【社】：住宅供給公社用地借受
 【整】：区画整理公園・広場管理引継
 【団】：（独）都市再生機構借受

〈摘要〉

砂：砂場
 健：健康器具
 水：水道
 時：時計
 WC：便所（&：車イス用あり）
 オ：オストメイト対応設備
 100：防火用貯水槽（数字はトン）

身近な広場

「世田谷区立身近な広場条例」に基づき区が設置しているもの。

身近な広場（条例別表で定めたもの）

官公の土地を無償使用貸借契約により借り、広場を開設しているものが主。恒久性があるものとして都市公園に準じて設置・管理している広場。

身近な広場（規則別表に定めたもの）

民有地などを無償使用貸借契約で借り、開設しているものが主で、恒久性が担保されていない広場。